

議 第 34 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書に規定する職員については、60歳）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。